

吹田市産業廃棄物再生利用業の指定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、産業廃棄物再生利用業(産業廃棄物再生輸送業及び産業廃棄物再生活用業をいう。)の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物再生輸送業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第9条第2号に規定する産業廃棄物のみの収集又は運搬を行う事業をいう。
- (2) 産業廃棄物再生活用業 省令第10条の3第2号に規定する産業廃棄物のみの処分を行う事業をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

(指定の基準)

第3条 産業廃棄物再生輸送業の指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物再生輸送業の用に供する施設及び当該者の能力が省令第10条各号に掲げる基準に適合すること。
- (2) 産業廃棄物を排出する事業者(以下「排出事業者」という。)から委託を受けて産業廃棄物の収集及び運搬を行う事業であること。
- (3) 収集及び運搬を行う産業廃棄物の大部分が再生利用されるものであること。
- (4) 無償又はその収集及び運搬に要する費用の額を下回る額の料金の産業廃棄物の収集及び運搬を行うものであること。
- (5) 産業廃棄物再生輸送業により生活環境の保全上支障が生じないこと。
- (6) 当該者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

2 産業廃棄物再生活用業の指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物再生活用業の用に供する施設及び当該者の能力が省令第10条の5各号に掲げる基準に適合すること。
- (2) 排出事業者から委託を受けて産業廃棄物の処分を行う事業であること。
- (3) 引き取った産業廃棄物の大部分を再生利用するものであること。
- (4) 無償又はその処分に要する費用の額を下回る額の料金の産業廃棄物を引き取るものであること。
- (5) 処分により生ずる産業廃棄物を適切に処理することができること。
- (6) 排出事業者との間において、安定的な取引関係が確立されていること。
- (7) 産業廃棄物再生活用業により生活環境の保全上支障が生じないこと。
- (8) 当該者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

(指定の申請)

第4条 産業廃棄物再生輸送業又は産業廃棄物再生活用業の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物再生利用業指定申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人にあつては、代表者の氏名(以下「氏名又は名称等」という。)
- (2) 指定を受けようとする事業の種類
- (3) 取り扱う産業廃棄物の種類
- (4) 当該事業により得られる有用物の種類
- (5) 事業開始予定年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事務所及び事業場の所在地一覧表
- (2) 申請者に関する調書
- (3) 産業廃棄物再生輸送業又は産業廃棄物再生活用業の用に供する施設(以下「指定施設」という。)に関する調書
- (4) 産業廃棄物再生輸送業にあつては、省令第9条の2第2項各号に掲げる書類
- (5) 産業廃棄物再生活用業にあつては、次に掲げる書類
ア 指定を受けた種類の産業廃棄物(以下「指定産業廃棄物」という。)の取引に関する調書
イ 省令第10条の4第2項第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる書類

(指定証の交付等)

第5条 市長は、前条の申請書等の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、産業廃棄物再生利用業指定証(以下「指定証」という。)を申請者に交付する。

2 市長は、指定に当たっては、指定の有効期間を定めるものとし、生活環境の保全上必要があると認めるときは必要な条件を付することができる。

(指定産業廃棄物又は指定施設の変更の承認)

第6条 産業廃棄物再生輸送業又は産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者(以下「指定業者」という。)は、指定産業廃棄物又は指定施設を変更しようとするときは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物再生利用業変更承認申請書に指定証及び第4条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出す

ることにより行わなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称等
- (2) 指定年月日及び指定番号
- (3) 指定を受けた事業の種類
- (4) 変更内容
- (5) 変更の理由
- (6) 変更予定年月日

3 前項の申請書等の提出があった場合については、前条の規定を準用する。
(その他の事項の変更又は廃止の届出)

第7条 指定業者は、次に掲げる事項を変更したとき、又は事業の全部若しくは一部を廃止したときは、当該変更又は廃止の日の翌日から起算して10日以内に、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称等
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である指定業者にあつては、法定代理人
- (3) 法人である指定業者にあつては、役員又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の7に規定する使用人
- (4) 事務所又は事業場の所在地
- (5) 当該事業により得られる有用物の種類
- (6) 産業廃棄物再生活用業にあつては、事業の用に供する主要な設備の構造、規模又は設置場所
- (7) 産業廃棄物再生活用業にあつては、取引関係にある排出事業者の氏名又は名称

2 前項の届出は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物再生利用業変更・廃止届出書に指定証を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称等
- (2) 指定年月日及び指定番号
- (3) 指定を受けた事業の種類
- (4) 変更内容
- (5) 変更の理由
- (6) 変更又は廃止の年月日

(指定証の書換え)

第8条 市長は、前条第2項の届出書等の提出があった場合において、指定証の記載事項に変更があつたときは、指定証の書換えを行うものとする。

(指定の更新)

第9条 指定業者は、指定の有効期間の満了後も引き続き事業を行おうとするときは、当該期間の満了日の30日前までに、第4条第1項各号に掲げる事項を記載した産業廃棄物再生利用業指定申請書に同条第2項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書等の提出があった場合については、第5条の規定を準用する。
(指定証)

第10条 指定証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

2 指定業者は、指定証を亡失し、又は著しく損傷したときは、損傷の場合にあつては、損傷した指定証を添えて、指定証の再交付を市長に申請することができる。

3 指定証の再交付を受けた指定業者は、亡失した指定証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(再委託の禁止)

第11条 指定業者は、排出事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業務を他の者に再委託してはならない。

(指定の取消し等)

第12条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法の規定若しくは法の規定に基づく処分、この規則の規定又は指定に付された条件に違反したとき。
- (2) 指定業者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) その他第3条の基準に適合していないと認めるとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

(指定証の返納)

第13条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに指定証を市長に返納しなければならない。

- (1) 指定証の有効期間が満了したとき。
- (2) 前条の規定により指定が取り消されたとき。

(帳簿の記載及び保存)

第14条 指定業者は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ当該各号に定める事項を産業廃棄物の種類ごとに記載した帳簿を備えなければならない。

- (1) 産業廃棄物再生輸送業 次に掲げる事項
 - ア 収集及び運搬の年月日
 - イ 排出事業者ごとの収集量及び料金
 - ウ 収集及び運搬の方法並びに引渡先ごとの引渡数量
- (2) 産業廃棄物再生活用業 次に掲げる事項

ア 引取り及び処分の年月日

イ 排出事業者ごとの引取量及び料金

ウ 処分の方法並びに処分により生じた有用物の種類及び量

エ 処分により生じた産業廃棄物の引渡先ごとの引渡量

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに前月分の記載を終了しなければならない。

3 第1項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間、当該事業場において保存しなければならない。

(報告)

第15条 指定業者は、毎事業年度開始前に、産業廃棄物再生利用事業計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 指定業者は、毎事業年度終了後3月以内に、産業廃棄物再生利用業事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(申請書等の様式)

第16条 この規則に規定する申請書等の様式は、環境部長が定める。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。